【０１】

札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター　宛

**専門家派遣申込書（テレワーク導入補助金）**

当社は、下記「個人情報の取扱いについて」「確認事項」に同意し、令和5年度札幌市働き方改革テレワーク導入補助金（専門家派遣枠）における専門家派遣に申し込みます。

※テレワーク導入補助金の補助対象者には要件がございます。下記の要件をよくご確認のうえ、お申込みください。

また、テレワーク導入補助金の交付申請には、別途「交付申請書」の提出が必要です。

※就業規則、テレワーク規程の整備を社会保険労務士に依頼し、その費用をテレワーク導入補助金の補助対象経費に計上している場合、専門家派遣枠における専門家支援で同内容の支援は受けられません。

**＜個人情報の取扱いについて＞**

札幌市では、令和5年度札幌市働き方改革サポートセンター運営業務（以下、本業務といいます）において、ご提供頂く個人情報を以下のように取り扱います。

 1.利用目的について

ご提供いただいた個人情報は、お寄せいただいた意見などの受付・管理、統計データや本事業に関する資料の作成、その他これらに関連するサービスのために利用します。

 2.利用範囲について

ご提供いただいた個人情報は、本事業の運営及び札幌市の関連事業の範囲において利用します。

**<確認事項>**

①本申込書の記載内容・補助金の申請内容について、支援を実施する専門家が利用すること。

②個別支援の実施に必要な企業情報（就業規則、従業員情報等を含む）について、専門家の要請に応じ情報提供に協力すること。

③支援中および支援後に本事業の支援事例として公開することを目的に、実施するアンケート調査や取材等へ協力すること。

**<申込企業情報>**　申込日　　　　　年　　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 企業・団体名 |  |
| 代表者役職 |  | 代表者氏名 |  |
| 本社住所 | 〒※札幌市内事業所（支援先）住所が異なる場合は、下記にご記入ください。〒　　　　　　　　　　　　　　　　札幌市 |
| 業種 |  | 資本金 | 　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 従業員数 | 名　※申込日時点 |
| URL |  |
| 担当者役職 |  | 担当者氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |

1. 初回支援で希望する項目を選択し、（　）に○を記載ください。

|  |
| --- |
| （　　）　①テレワーク導入の全体像・導入計画の策定（　　）　②ICT環境の整備（導入機器・ツールの選定）、セキュリティ対策（　　）　③テレワークができる業務の洗い出し、業務改革（　　）　④就業規則、テレワーク規程に対する助言（※）（　　）　⑤テレワーク環境下のコミュニケーション、人材育成（　　）　⑥テレワーク環境下の業務管理、マネジメント（　　）　⑦その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※就業規則、テレワーク規程の整備を社会保険労務士に依頼し、その費用をテレワーク導入補助金の補助対象経費に計上している場合、専門家派遣枠における専門家支援で同内容の支援は受けられません。 |

2.　専門家に相談したい課題・問題を具体的に記入ください。

|  |
| --- |
|  |

3.　 わかる範囲で、導入済の機器・ツールについて以下の情報を記入ください。

　　 ※導入していない、または、不明な場合は記載不要です

|  |  |
| --- | --- |
| ルーター/型番 |  |
| ソフトウェア/型番 |  |
| ネットワーク構成 |  |
| システム方式例)ﾘﾓｰﾄﾃﾞｽｸﾄｯﾌﾟ /ｸﾗｳﾄﾞ型ｱﾌﾟﾘ |  |
| コミュニケーションツール例)Web会議、ﾁｬｯﾄ |  |
| 管理ツール例)勤怠管理、業務管理 |  |
| 電話応対支援ツール例)ｽﾏﾎ内線化 |  |
| セキュリティ措置ツール例)ｾｷｭﾘﾃｨﾌﾞﾗｳｻﾞ、ｳｲﾙｽ対策 |  |
| その他 |  |

4.ご希望の支援形式と、支援希望日時(1回あたり2時間程度まで)を第3希望まで記入ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 支援形式 | □対面 (※駐車場: あり / なし )　　 □非対面 (オンライン) |
| 支援希望日時※できるだけ幅を持たせていただけますと幸いです | 第1希望：　　　　月　　　日　　　時～　　　　時第2希望：　　　　月　　　日　　　時～　　　　時第3希望：　　　　月　　　日　　　時～　　　　時 |

※対面の場合、担当専門家が車で訪問する場合があります。その際、お借りできる駐車場の有無をお聞かせください。「あり/なし」で該当しない方を削除してください。

テレワーク導入に関して、札幌中小企業支援センターにご相談済の方は、こちらの欄にご記入のうえ、別紙「同意書」を提出ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 相談日 | 2023年　　月　　日 | 担当アドバイザー |  |

以上

◆令和５年度札幌市働き方改革テレワーク導入補助金　補助対象者について（交付要綱より）

この要綱により補助を受けることのできる者は、別表３に掲げる中小企業等であって、かつ次の各号を全て満たしている者とする。

⑴　過去に本市のテレワーク導入補助金の交付を受けた事業者ではない（通常申請枠で申請の場合）。

⑵　市内に事業所を有し、かつ市内で事業を営んでいること。

⑶　市内の事業所に交付申請時点において、雇用保険加入者は１人以上かつ常用労働者が２人以上いること（いずれも代表者と同居する者を除く）。

⑷　令和５年度の本補助金において、同代表者が重複して申請又は交付決定を受けていないこと(代表者が同一の場合、いずれか１社のみ申請可)。

⑸　国又は地方公共団体から資本金その他これらに準ずるものの４分の１以上の出資を受けている者でないこと。

⑹　市税を滞納している者でないこと。

⑺　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４（同条を準用する場合を含む。）の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けている者でないこと。

⑻　会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。

⑼　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者でないこと。

⑽　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第３条又は第４条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。

⑾　政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第３条に規定する政治団体に該当する者でないこと。

（※）発行済株式の総数又は出資金額の２分の１以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資金額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者を除く。なお、中小企業者とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定するものをいう。

■弊社使用欄

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| CD |  | 受付日 |  | 担当 |  |